

改正条例説明会 Q & A

【四日市会場】

Q 1（条例第 22・23 条関係）事業計画書の公告及び縦覧、説明会の開催等
説明会の開催に先立ち、関係住民等に周知するに当たって、不在等で所在の確認できない方がいた場合には、どの程度まで調べればよいでしょうか。

関係住民等の把握については、事業計画者としてでき得る限りの方法をとって確認してください。その結果、仮に周知しきれなかった方がいたとしても、公告、インターネットによる公表を十分に行うことで、このような方にも周知されるようにしてください。

Q 2（条例第 23 条関係）説明会の開催等
新型コロナウイルス感染症が蔓延している状況の中で、説明会を開催することについては、どのように考えていますか。

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた開催方法については、状況に応じて個別にご相談ください。

Q 3（条例第 23 条関係）説明会の開催等
説明会に、県の職員に出席（開催の実施確認）してもらうことはできるのでしょうか。

合意形成手続については、事業計画者と関係住民等との間で行われるものとなりますので、県が説明会に出席することは基本的にありません。

ただし、全体を通して合意形成手続が適正に図られるよう、県は必要な指導・助言を行います。

Q 4（条例第 7 条関係）処分を委託する場合の確認等
優良認定処理業者が公開している情報により自ら確認する方法で行う場合に、条例に基づき確認・記録すべき事項を理解したい。
確認すべき「優良認定処理業者が公開している情報」とは、環境省の優良産廃処理業者認定制度運用マニュアルに記載の公表事項におけるどこを指しているのでしょうか。
また、記録すべき事項はどれにあたるのでしょうか。

今後、逐条解説等において、一定示すことを考えております。

例えば、委託に係る産業廃棄物の保管の状況の確認については、優良認定処理業者の公表事項として、産業廃棄物の種類毎の受入量、処分方法ごとの処分量、保管量が公開されていますので、全体として処理が滞っていないことを確認してください。

また、排出事業者として、写真等で現状を把握することがより望ましいと考えています。

Q 5 (条例第 13 条関係) 解体工事に伴う産業廃棄物に係る説明等
対象とする解体工事は、建設リサイクル法に規定する対象建設工事とのことですが、同法の届出情報を県は把握しているのでしょうか。

建設リサイクル法に基づく届け出については、県の建設部局の所管であるため、環境部局では詳細な情報を有していませんが、必要に応じて情報共有されていると思います。

Q 6 (条例第 13 条関係) 解体工事に伴う産業廃棄物に係る説明等
解体工事に伴う産業廃棄物に係る説明等に係る書面の参考様式は、インターネットで入手可能になるのでしょうか。

今後、県HPに掲載予定です。(※県HPに掲載しました。)

Q 7 (条例第 7 条関係) 処分を委託する場合の確認等
優良認定処理業者が公開している情報により自ら確認する方法で行う場合における対象の優良認定処理業者は、県内の処理業者でしょうか。
県外の優良認定処理業者については、各県の条例を確認するということでしょうか。

県外の優良認定処理業者に委託する場合であっても、当該規定の対象です。

ただし、他県の条例において別の規定がある場合には、他県の条例をご確認ください。

Q 8 (条例第 9 条関係) 県内搬入に係る届出
優良認定処理業者に委託する産業廃棄物の数量が千トン未満又は千立方メートル未満の場合とは、年間の処理数量で判断するのでしょうか、又は年間の契約数量で判断するのでしょうか。

契約数量での判断となり、当該契約日以前 1 年間に同一処分業者に委託契約していた場合は、その契約数量を加えた数量で判断します。

Q 9 (条例第 9 条関係) 県内搬入に係る届出
県内から県外へ搬出するものについては、当該規定の対象外でよいでしょうか。

当該規定は、県外から県内に搬入する場合の規制です。県内から県外へ搬出するものについては、本規定は対象外です。

改正条例説明会 Q & A

【津会場】

Q 1（条例第 13 条関係）解体工事に伴う産業廃棄物に係る説明等

解体作業の補助のみを受注して、廃棄物は発注者が処理する場合において、この受注した者は廃棄物がない旨の書面が必要でしょうか。

（※ここでいう発注者とは、個人か元請業者と思料される。）

解体工事を含む建設工事で発生した産業廃棄物は元請業者が排出事業者となりますので、ご質問のあった内容が解体工事に該当するのであれば、元請業者は発注者に対して条例に基づき説明を行う必要があります。

Q 2（条例第 22 条関係）事業計画書の公告及び縦覧

公告方法において、インターネット上に開設したホームページへの掲載は、事業計画者のものでなければならないでしょうか。

基本的には、事業計画者の自社ホームページを前提としています。ただし、自社ホームページへの掲載が困難な場合も出てくると考えられますので、これに限定したものではありません。

Q 3（条例第 26 条関係）合意形成手続終了の報告

条例上の手続きに則って実施し、結果として説明会の参加者が少ない場合、十分に周知が図られたとどのように判断できるのでしょうか。

事業計画書の公告の方法等は、施行規則第 16 条で定められたとおり実施する必要があります。合意形成手続きでは、関係住民等に対していかに周知するかが重要であることから、事業計画書の中で周知方法等を記載する欄を設けており、施行規則第 16 条で定められた方法の他、条例の趣旨を踏まえ、関係住民等に十分に周知されるよう、事業計画者としてとり得る措置を講じていただく必要はあると考えています。

Q 4（条例第 26 条関係）合意形成手続終了の報告

関係住民等との合意形成が図られたか判断できる時点とは、インターネット公告等で見解を示した時に、関係住民等から返事が返ってこなくなった時点でしょうか。

関係住民等への適切な周知がなされたことが前提ですが、関係住民等から意見が無かつたのであれば、合意形成が図られたと判断できます。

Q 5（条例第 2 2 条関係）事業計画書の公告及び縦覧

公告、縦覧は、県で実施してもらえるのでしょうか。

公告及び縦覧は、事業計画者が実施する必要があります。

別途、県でも、事業計画書の写しを閲覧に供します。

Q 6（条例第 2 5 条関係）見解書の公告及び縦覧

関係住民等の対象範囲外の方からの意見等については、回答して事業計画書に盛り込む必要があるのでしょうか。

関係住民等の対象範囲外の方からの意見等については、条例上の関係住民等の意見等になりませんが、合意形成を図っていただくことが趣旨ですので、条例上の合意形成手続きとは別途、個別に見解を示すなどの対応をとっていただくことが望ましいと考えます。

Q 7（条例第 9 条関係）県内搬入に係る届出

委託する産業廃棄物の数量（当該委託に係る契約日以前 1 年間に委託した数量を含む。）

とは、工場の毎年度の自動更新契約の場合、2 年間分量（契約更新の委託量と直前 1 年間の委託量）とも読めてしまいます。

毎年度の自動更新契約の場合、年間の契約数量で判断します。

個別具体的な事例については、届出窓口である県地域環境室にご相談ください。

Q 8（条例第 2 1 条関係）事業計画書の提出

事業計画書を提出した後、土地利用等に関する協議等において関係行政機関から指導を受けて、事業計画書の修正が必要となった場合に、条例の手続き上、その内容に関して関係住民等、県、関係行政機関への情報共有をどのように図るのでしょうか。

土地利用等に関する事前協議については、事業計画の前提となりますので、早期に実施していただくとともに、関係法令に係る手続きの確認・調整を行いつつ、事業計画書を作成いただきたいと思います。

その上で、手続開始後に県や関係行政機関から指導を受けて事業計画書を修正することは想定されますが、通常、生活環境保全上の負荷が下がる方向で修正されますので、この場合は計画変更した上で、合意形成手続きを終えていただくことになると考えられます。

改正条例説明会 Q & A

【伊勢会場】

Q 1（条例第 13 条関係）解体工事に伴う産業廃棄物に係る説明等

解体工事開始後、予定外の産業廃棄物が発生した場合や、性状によって処理先の変更が生じた場合、どのように対応すれば良いか。

工事開始前の発注者への説明では、予定を記載していただきます。工事開始後に変更が生じた場合は、条例の規定としては、工事完了後の発注者への報告においてその変更内容を記載していただきます。ただし、変更が生じた場合には、事前に発注者に報告を行うことが望ましいと考えます。

Q 2（条例第 13 条関係）解体工事に伴う産業廃棄物に係る説明等

発注者が遠方のため、電話等でしかやり取りできない場合、参考様式に示されている発注者の確認の署名をいただくことが困難であることが考えられます。発注者の確認欄への署名は必須でしょうか。

発注者に確認いただくことは必須ですが、発注者に確認の署名をいただくことは、条例の規定としては、必須ではありません。基本的には、対面で説明することを想定していますが、電話等でしかやり取りできない場合には、説明書類を郵送の上、発注者に確認いただいたことを電話等で確認する方法が考えられます。

改正条例説明会 Q & A

【名張会場】

Q 1（条例第 7 条関係）処分を委託する場合の確認等

優良認定処理業者が特定不利益処分を受けていないかについて、どのように確認したらよいか。

三重県においては、行政処分をしたときは、その内容を県のホームページに公開しています。他県の取扱いは様々ですが、同様の運用を行っているところもありますので、そうした情報を活用して確認していただきたいと考えています。

Q 2（条例第 13 条関係）解体工事に伴う産業廃棄物に係る説明等

コンクリートの床面のみを解体する工事は義務対象となるか。

当該工事が建築物以外の工作物の解体工事に該当する場合は請負金額 500 万円以上、建築物の解体工事に該当する場合は延床面積 80m² 以上の場合に義務対象になりますが、個別の判断となります。

Q 3（条例第 13 条関係）解体工事に伴う産業廃棄物に係る説明等

工事開始前の説明について、民間工事の場合は産業廃棄物の発生量を見込みにくいですが当該事項を説明する必要があるのか。

説明していただく必要があります。

Q 4（条例第 20 条）合意形成手続

処分業の許可のみが必要な施設（施設の設置許可が不要な施設）の設置等についても対象となるか。

対象となります。

Q 5（条例第 25 条関係）見解書の公告及び縦覧並びに再意見書の提出

見解を示しても再意見書の提出が繰り返される場合はどうなるのか。

ケースバイケースであるため、そうした場合は県に個別にご相談いただきたいと思います。

Q 6（条例第 29 条関係）事業計画書の変更の届出等

事業計画を変更した場合は、合意形成手続をやり直す必要があるのか。

例えば、産業廃棄物処理施設の設置場所や処理する産業廃棄物の種類が変わる場合など、合意形成手続のやり直しが必要な場合があります。個別にご相談いただきたいと思います。

Q 7 (その他) 環境保全協定

地元と環境保全協定を結んだ場合、条例上の合意形成が図られたと判断されるか。

環境保全協定は合意形成の1つの形と思われませんが、条例上の手続とは別途なされるものと考えています。

Q 8 (その他) 産業廃棄物処理指導要綱

産業廃棄物処理指導要綱は廃止されるのか。

附則の対象となる事業計画は産業廃棄物処理指導要綱の規定が適用されますが、10月以降に新たに提出される事業計画は同要綱の対象にはならず改正条例のみの対象となります。

Q 9 (その他) 事前協議会

改正条例の手続では、事前協議会は実施されないのか。

条例上、事前協議会の定めはありませんが、関係行政機関への意見照会手続きを定めているため、事業者からの要望があった場合など、必要に応じて事前協議会のような場を設けることはあると考えています。

改正条例説明会 Q & A

【尾鷲会場】

Q 1（条例第 3 4 条関係）適用除外

改正条例では、がれき類の破碎施設などは適用除外の対象にならないのか。

個別の判断となりますが、全量が再生資材にリサイクルされるようながれき類の破碎施設は、一般的に、条例第 3 4 条第 2 項の適用除外の対象になるものと考えられます。

Q 2（条例第 2 4 条関係）事業計画書についての意見書の提出

意見書は自治会単位で提出されるのか。また、意見がなかった場合は手続が終了するのか。

意見書は個人単位で提出できる制度となっています。十分な周知がなされていることが前提となりますが、意見がなかった場合は意見書及び見解書の手続については終了となります。